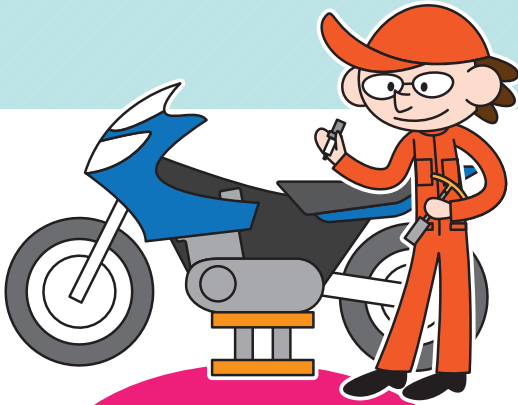


¥ 基本点検技術料

1年・2年点検

二輪車



専門知識を有する
プロの整備士が、
お客様のバイクの状態を
定期点検項目に沿って
確実にチェック！

基本点検技術料とは、国で定める定期点検項目を点検し、バイクの健康状態をチェックするための料金です。

二輪車の定期点検項目

(平成27年8月現在)

1年点検: **33**項目

2年点検: **48**項目

2年点検時は1年点検項目(33項目)と2年点検項目(15項目)を併せて実施。

※上記項目数は法令上の項目分けによりカウントしたものであり、カウントの方法により異なる場合があります。(点検内容は同一)
※車両の使用状況、装備等により、別途点検等が必要な場合があります。

各装置の定期点検項目一例

ステアリング装置

ハンドル操作の不具合を防止するため、「ステアリング・システムの取付状態」等を点検します。



ブレーキ装置

ブレーキの効き不良を防止するため、「ブレーキ・ディスクの摩耗および損傷」等を点検します。



走行装置

ホイールの脱落等を防止するため「ホイール・ナットおよびホイール・ボルトの緩み」等を点検します。



サスペンション

サスペンションの異音発生や走行安定性不良を防止するため、「連結部のがた、およびアームの損傷」等を点検します。



動力伝達装置

動力伝達不良を防止するため、「スプロケットの取付状態および摩耗」等を点検します。



電気装置

エンジンの始動不良や排気ガス悪化防止のため「点火プラグの状態」等を点検します。



エンジン

エンジンの焼き付け防止のため、「エンジンの油漏れ」等を点検します。



ばい煙・悪臭のあるガス・有害ガスなどの発散防止装置

ブローバイガスの漏れによる大気汚染を防止するため、「ブローバイガス還元装置の配管の損傷」等を点検します。



定期点検は、愛車を常に健康な状態に保つために、有効な手段です。また、故障箇所を早期発見できるというメリットもあります。



¥ 整備技術料

定期点検時
一般整備時

二輪車



定期点検や故障診断などを実施した結果、お客様のバイクが国の定める保安基準に適合しない、もしくはその恐れがある場合、当該箇所を整備するため、または別途お客様から依頼のあった整備を実施するための技術料金です。

消耗品の交換は、定期点検時に一緒に行くと、後日あらためて作業を行うよりも、料金的にお得になる場合があります。



整備内容の一例

●ステアリング・ステム・ベアリング交換



整備前
ステアリングステムベアリングに錆が派生している状態（写真は車両から取外した状態）

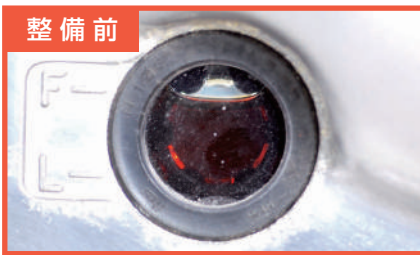


交換作業
ステアリングステムベアリングを分解し、ベアリングを交換中



整備後
ステアリングステムベアリングが新品の状態（写真は車両への取付前の状態）

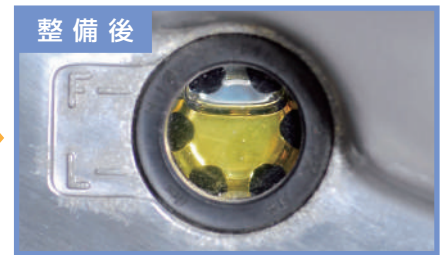
●エンジン・オイル交換



整備前
エンジン・オイルが汚れている状態



交換作業
新品のエンジン・オイルをエンジンに注入中



整備後
エンジン・オイルが新品の状態

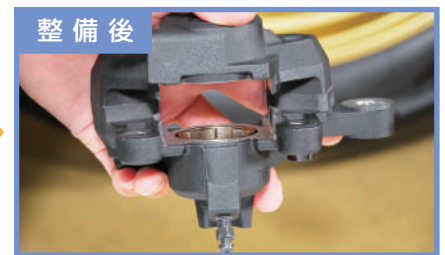
●ブレーキ・キャリパ・オーバーホール



整備前
ブレーキ・キャリパのゴム部品が劣化し、液漏れしている状態



交換作業
ブレーキ・キャリパを分解清掃し、内部の部品を交換中



整備後
ブレーキ・キャリパから液漏れが無く、ゴム部品が新品の状態

●ドライブ・ベルト交換



整備前
ドライブ・ベルトにひび割れがある状態



交換作業
ドライブ・ベルトを交換中



整備後
ドライブ・ベルトが新品の状態

¥ 部品・油脂代

定期点検時
一般整備時

🏍️ :: 二 輪 車



点検して見つかった異常箇所を整備する場合や、お客様より依頼された整備を実施するなど、バイクを点検・整備するために必要な部品、油脂類の料金です。

自動車は数万点の部品から成り立っています。全ての部品、油脂を正常な状態に保つことにより、本来の性能を発揮することができます。



部品・油脂類の一例

エア・クリーナ・エレメント



エンジンが吸入する空気中のチリ等をろ過

ブレーキ・パッド



ブレーキ操作により車両を停止させるための摩擦材

ブレーキ・キャリパインナ・キット



ブレーキの油圧を保持し、ブレーキを効かせる

スパーク・プラグ・コード



スパーク・プラグで点火するための電力を点火装置から伝える

ステアリング・ステム・ベアリング



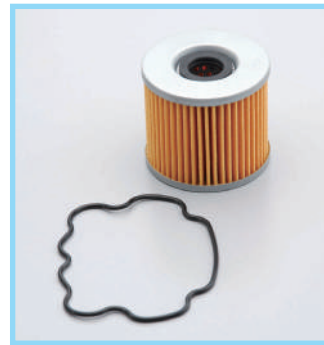
ハンドル軸受部の動きを滑らかにする

ドライブ・ベルト (スクーター等)



エンジン動力をホイールに伝える

エンジン・オイル・フィルタ



エンジン・オイル内の不純物をろ過

エンジン・オイル



エンジン内部を潤滑し、不純物からエンジンを保護

ブレーキ・フルード



ブレーキ操作力を油圧でブレーキ装置に伝える

クラッチ・シュー&ドラム (スクーター等)



エンジン動力を断続し、発進停止を可能にする

エンジン冷却水(LLC)



エンジンの熱を吸収してラジエータで放熱

パーツ・クリーナ

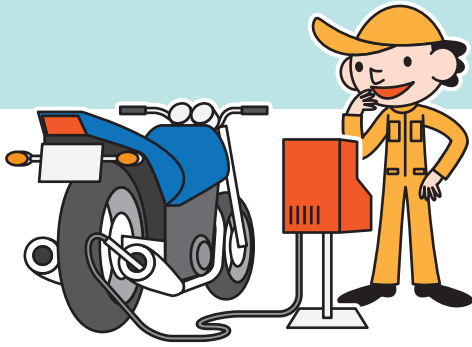


各部品の汚れを落とすための洗浄剤

¥ 保安確認検査料

車検時

二輪車



お客様のバイクが、国の定める保安基準に適合しているかを、各種検査機器等を使用して確認する最終チェックおよび車検証の記載事項と車両の同一性の確認等を行うための料金です。

主な検査内容

排気ガス測定



ブレーキ・テスト



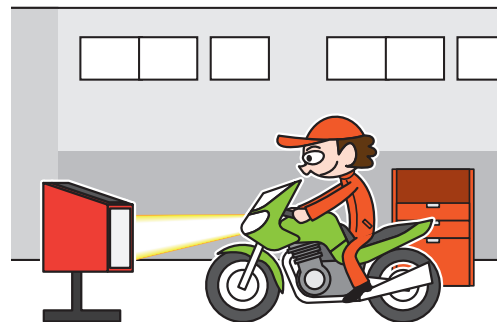
スピード・メータ・テスト



視認等による検査



ヘッド・ライト・テスト



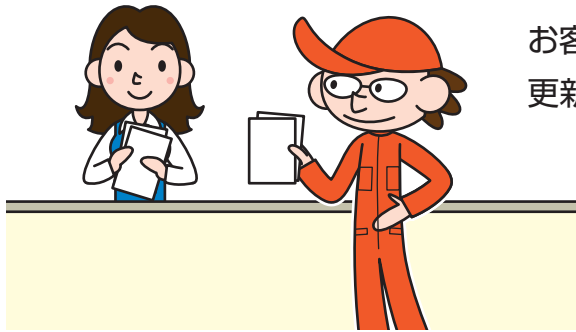
¥ 検査代行手数料

車 検 時

二 輪 車

持込検査

指定整備



お客様に代わって運輸支局等に出向き、車検証(自動車検査証)の更新手続きを行うための料金です。

更新手続き

● 関係書類

- ・自動車検査証
- ・点検整備記録簿
- ・継続検査申請書
- ・自動車損害賠償責任保険証明書
- ・自動車重量税納付書
- ・自動車税納税証明書
(・保安基準適合証)



● 運輸支局等での手続き

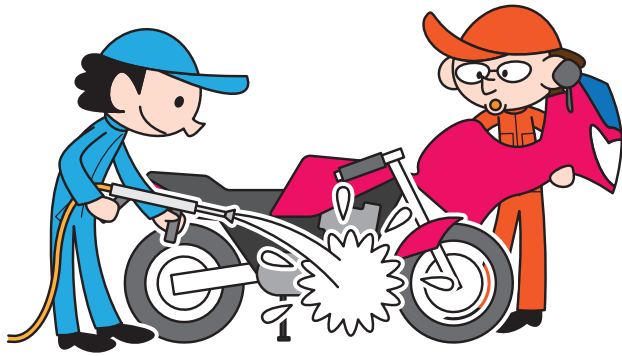




エンジン 下廻り洗浄料

定期点検時
一般整備時

二輪車



より正確な点検および整備を実施するための準備として、エンジン、下廻り等の汚れを洗浄するための料金です。

洗浄作業例





登録・車検時諸費用

自動車重量税

新車登録時に国へ納める税金となります。

新車新規登録等時 自動車重量税税額表 (平成27年5月1日現在)(単位:円)

【乗用車】

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	自家用 3年						自家用 2年					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
0.5トン以下		1,800	3,700	5,600	7,500	12,300		1,200	2,500	3,700	5,000	8,200
~1トン		3,700	7,500	11,200	15,000	24,600		2,500	5,000	7,500	10,000	16,400
~1.5トン	免税	5,600	11,200	16,800	22,500	36,900	免税	3,700	7,500	11,200	15,000	24,600
~2トン		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200		5,000	10,000	15,000	20,000	32,800
~2.5トン		9,300	18,700	28,100	37,500	61,500		6,200	12,500	18,700	25,000	41,000
~3トン		11,200	22,500	33,700	45,000	73,800		7,500	15,000	22,500	30,000	49,200

区分 車両重量	事業用 1年					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
	免税	75%減	50%減	25%減		
0.5トン以下		600	1,200	1,800	2,500	2,600
~1トン		1,200	2,500	3,700	5,000	5,200
~1.5トン	免税	1,800	3,700	5,600	7,500	7,800
~2トン		2,500	5,000	7,500	10,000	10,400
~2.5トン		3,100	6,200	9,300	12,500	13,000
~3トン		3,700	7,500	11,200	15,000	15,600

【検査対象軽自動車 (二輪を除く)】

(表中の税額単位:円)

自家用 3年						自家用 2年					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
免税	75%減	50%減	25%減			免税	75%減	50%減	25%減		
免税	1,800	3,700	5,600	7,500	9,900	免税	1,200	2,500	3,700	5,000	6,600

事業用 2年					
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)				本則 税率※	エコカー 減免 適用なし
免税	75%減	50%減	25%減		
免税	1,200	2,500	3,700	5,000	5,200

【検査対象外軽自動車】

(表中の税額単位:円)

二輪自家用	二輪事業用	その他自家用	その他事業用
4,900	4,100	9,900	7,800

} エコカー減税対象外

(注) 2回目以降の届出の際に「自動車重量税用軽自動車届出済証返納証明書」の提出がある場合は非課税

【小型二輪車】

(表中の税額単位:円)

自家用 3年	自家用 2年	事業用 3年
5,700	3,800	4,500

} エコカー減税対象外

※ 乗用者及び軽量車(車両総重量2.5t以下のバス・トラック)のうち、平成27年度燃費基準達成かつ平成17年排ガス規制75%低減(☆☆☆☆)のものについては、平成27年5月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規登録等を行った場合における納付すべき税額が本則税率による税額となります。



登録・車検時諸費用

自動車重量税

車検(継続検査)時に国へ納める税金となります。

継続検査等時

自動車重量税税額表 (平成27年5月1日現在)(単位:円)

【乗用車】

(表中の税額単位:円)

区分 車両重量	自家用 2年						自家用 1年							
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし				エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし					
	免税 ^{※1}	50%減 ^{※2}	エコカー (本則税率)	エコカー以外			免税 ^{※1}	50%減 ^{※2}	エコカー (本則税率)	エコカー以外				
				右以外	13年経過					18年経過	右以外	13年経過		18年経過
				H28.3.31まで	H28.4.1以降					H28.3.31まで	H28.4.1以降			
0.5トン以下	免税	2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600	免税	1,200	2,500	4,100	5,400	5,700	6,300
~1トン		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200		2,500	5,000	8,200	10,800	11,400	12,600
~1.5トン		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800		3,700	7,500	12,300	16,200	17,100	18,900
~2トン		10,000	20,000	32,800	43,200	45,600	50,400		5,000	10,000	16,400	21,600	22,800	25,200
~2.5トン		12,500	25,000	41,000	54,000	57,000	63,000		6,200	12,500	20,500	27,000	28,500	31,500
~3トン		15,000	30,000	49,200	64,800	68,400	75,600		7,500	15,000	24,600	32,400	34,200	37,800

区分 車両重量	事業用 1年					
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし			
	免税 ^{※1}	50%減 ^{※2}	エコカー (本則税率)	エコカー以外		
				右以外	13年経過	18年経過
0.5トン以下	免税	1,200	2,500	2,600	2,700	2,800
~1トン		2,500	5,000	5,200	5,400	5,600
~1.5トン		3,700	7,500	7,800	8,100	8,400
~2トン		5,000	10,000	10,400	10,800	11,200
~2.5トン		6,200	12,500	13,000	13,500	14,000
~3トン		7,500	15,000	15,600	16,200	16,800

【検査対象軽自動車(二輪を除く)】

(表中の税額単位:円)

自家用 2年						事業用 2年						
エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし				エコカー減免適用 (本則税率から軽減)		エコカー減免適用なし				
免税 ^{※1}	50%減 ^{※2}	エコカー (本則税率)	エコカー以外			免税 ^{※1}	50%減 ^{※2}	エコカー (本則税率)	エコカー以外			
			右以外	13年経過					18年経過	右以外	13年経過	18年経過
				H28.3.31まで	H28.4.1以降							
免税	2,500	5,000	6,600	7,800	8,200	8,800	免税	2,500	5,000	5,200	5,400	5,600

【小型二輪車】

(表中の税額単位:円)

自家用 2年				自家用 1年				事業用 2年		
右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過		18年経過	右以外	13年経過	18年経過
	H28.3.31まで	H28.4.1以降			H28.3.31まで	H28.4.1以降				
3,800	4,400	4,600	5,000	1,900	2,200	2,300	2,500	3,000	3,200	3,400

} エコカー減税対象外

※1 平成26年4月1日から平成29年4月30日までの間に新車新規登録等時に免税を受けた自動車については、初回継続検査等時に納付すべき税額が免税となります。
 ※2 平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録等時に免税を受けた自動車については、初回継続検査時に納付すべき税額が50%軽減となります。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】（平成25年4月1日以降始期のご契約に適用）（平成25年4月1日改定）

離島以外の地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率(単位:円)

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										67,170	62,450	57,630	9,440	
	自家用										17,380	16,420	15,440	5,600	
営業用乗用自動車 ※別表区分参照	A										149,720	138,760	127,580	15,800	
	B										118,580	109,980	101,200	13,400	
	C										89,810	83,370	76,810	11,180	
	D										40,310	37,610	34,860	7,370	
自家用乗用自動車				40,040	39,120	38,180	28,780	27,840	26,890	17,310	16,350	15,370	5,600		
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						97,930	94,300	90,600	53,600	49,900	46,130	8,390	
		最大積載量が2トン以下のもの						66,500	64,100	61,640	37,110	34,650	32,150	7,120	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						68,720	66,220	63,680	38,270	35,730	33,130	7,210	
		最大積載量が2トン以下のもの						44,640	43,090	41,500	25,630	24,040	22,420	6,240	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							56,760	54,730	52,660	31,990	29,920	27,810	6,730	
	自家用							30,690	29,680	28,640	18,310	17,270	16,220	5,670	
小型二輪自動車				18,380	18,020	17,660	14,010	13,640	13,270	9,550	9,180	8,800	5,000		
軽自動車	検査対象車			37,780	36,920	36,040	27,240	26,370	25,470	16,500	15,600	14,690	5,540		
	検査対象外車	28,060	23,560		18,970			14,290			9,510				
原動機付自転車		17,330	14,890		12,410			9,870			7,280				
大型特殊自動車及び小型特殊自動車							11,720	11,440	11,160	8,350	8,070	7,780	4,910		
緊急自動車				11,160	10,990	10,820	9,080	8,910	8,730	6,960	6,790	6,610	4,800		
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)											13,440	12,710	5,350	
	(ロ) 小型二輪自動車											7,910	7,630	4,890	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車										7,910	7,630	4,890	
		検査対象外車										7,900	7,630	4,910	
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車						10,100	9,890	9,670	7,500	7,280	7,060	4,840		
	(ロ) 教習用自動車						10,100	9,890	9,670	7,500	7,280	7,060	4,840		
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)						36,120	34,900	33,650	21,160	19,910	18,640	5,890	
		b 小型二輪自動車				23,270	22,790	22,290	17,350	16,850	16,350	11,300	10,800	10,280	5,130
		c 軽自動車	検査対象車						17,350	16,850	16,350	11,300	10,800	10,280	5,130
			検査対象外車	34,270	28,580		22,770			16,850			10,800		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車							4,650	4,650	4,650	4,630	4,630	4,630	4,630		
検査対象外被けん引軽自動車		4,770	4,740		4,720			4,690			4,670				

※別表	A	東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市及び川崎市に使用の本拠を有するタクシー並びに札幌市、北九州市及び福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く。)
	B	北海道(札幌市を除く。)、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(特別区のタクシー及び特別区、武蔵野市及び三鷹市のハイヤーを除く。)、神奈川県(横浜市のタクシー及びハイヤー、川崎市のタクシー及びハイヤーを除く。)、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県(名古屋市のタクシー及びハイヤーを除く。)、三重県、滋賀県、京都府(京都市のタクシー及びハイヤーを除く。)、大阪府(大阪市のタクシー及び大阪市のハイヤーを除く。)、兵庫県(神戸市のタクシー及び神戸市域のハイヤーを除く。)、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県(北九州市及び福岡市を除く。)、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く。)
	C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪府、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域及び川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
	D	個人タクシー

(注) 大阪府とは、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、和泉市、箕面市、柏原市(大和川以北の区域に限る。)、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡本町及び泉北郡忠岡町をいい、神戸市域とは、神戸市、尼崎市、明石市(瀬戸川以東の区域に限る。)、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡をいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】 (平成25年4月1日以降始期のご契約に適用)(平成25年4月1日改定)

離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 (単位:円)

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										20,990	19,750	18,490	5,880	
	自家用										17,380	16,420	15,440	5,600	
営業用乗用自動車	個人を除く										25,330	23,770	22,170	6,220	
	個人										25,330	23,770	22,170	6,220	
自家用乗用自動車					11,020	10,850	10,680	8,980	8,810	8,640	6,910	6,740	6,560	4,800	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						36,690	35,450	34,170	21,460	20,190	18,890	5,920	
		最大積載量が2トン以下のもの						23,120	22,400	21,670	14,330	13,600	12,850	5,370	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						36,690	35,450	34,170	21,460	20,190	18,890	5,920	
		最大積載量が2トン以下のもの						23,120	22,400	21,670	14,330	13,600	12,850	5,370	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							11,780	11,510	11,220	8,380	8,100	7,810	4,910	
	自家用							11,780	11,510	11,220	8,380	8,100	7,810	4,910	
小型二輪自動車				8,890	8,780	8,670	7,530	7,420	7,310	6,150	6,030	5,920	4,740		
軽自動車	検査対象車			9,490	9,370	9,240	7,950	7,820	7,690	6,370	6,230	6,100	4,760		
	検査対象外車	7,920	7,290		6,650				5,990			5,320			
原動機付自転車			5,350	5,210		5,070			4,930			4,790			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								4,950	4,940	4,930	4,800	4,780	4,770	4,630	
緊急自動車					5,220	5,200	5,190	5,030	5,010	5,000	4,840	4,820	4,800	4,640	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)											4,890	4,870	4,640	
	(ロ) 小型二輪自動車											4,890	4,870	4,640	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車											4,890	4,870	4,640
		検査対象外車											4,900	4,880	4,660
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車							4,700	4,700	4,700	4,660	4,660	4,660	4,630	
	(ロ) 教習用自動車							4,700	4,700	4,700	4,660	4,660	4,660	4,630	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							7,240	7,130	7,030	5,990	5,890	5,780	4,730
		b 小型二輪自動車				4,920	4,920	4,910	4,830	4,820	4,810	4,730	4,720	4,710	4,630
		c 軽自動車	検査対象車						4,830	4,820	4,810	4,730	4,720	4,710	4,630
			検査対象外車	4,880	4,840		4,790			4,740			4,690		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								4,650	4,650	4,650	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720			4,690			4,670			

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、
 橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】 (平成25年4月1日以降始期のご契約に適用)(平成25年4月1日改定)

沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率 (単位:円)

車種		保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用										47,250	44,030	40,750	7,900	
	自家用										17,380	16,420	15,440	5,600	
営業用乗用自動車	個人を除く										83,290	77,340	71,280	10,680	
	個人										40,310	37,610	34,860	7,370	
自家用乗用自動車					17,240	16,910	16,570	13,230	12,890	12,550	9,140	8,800	8,450	4,970	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの						25,080	24,290	23,470	15,360	14,550	13,720	5,450	
		最大積載量が2トン以下のもの						25,080	24,290	23,470	15,360	14,550	13,720	5,450	
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの						25,080	24,290	23,470	15,360	14,550	13,720	5,450	
		最大積載量が2トン以下のもの						25,080	24,290	23,470	15,360	14,550	13,720	5,450	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用							14,580	14,190	13,800	9,850	9,450	9,050	5,020	
	自家用							14,580	14,190	13,800	9,850	9,450	9,050	5,020	
小型二輪自動車					5,290	5,270	5,250	5,080	5,060	5,040	4,860	4,840	4,820	4,640	
軽自動車	検査対象車				17,240	16,910	16,570	13,230	12,890	12,550	9,140	8,800	8,450	4,970	
	検査対象外車	5,760	5,540			5,330			5,100			4,870			
原動機付自転車			5,350	5,210		5,070			4,930			4,790			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								6,650	6,570	6,490	5,690	5,610	5,520	4,700	
緊急自動車					10,830	10,670	10,500	8,860	8,690	8,520	6,850	6,680	6,510	4,790	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)											6,730	6,550	4,800	
	(ロ) 小型二輪自動車											4,840	4,820	4,640	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車										4,870	4,850	4,640	
		検査対象外車										4,860	4,840	4,660	
特種用途自動車	(イ) 霊さゆう自動車							7,920	7,790	7,660	6,350	6,220	6,090	4,750	
	(ロ) 教習用自動車							7,920	7,790	7,660	6,350	6,220	6,090	4,750	
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							13,590	13,250	12,890	9,330	8,980	8,610	4,980
		b 小型二輪自動車				16,030	15,730	15,430	12,400	12,100	11,790	8,710	8,400	8,080	4,930
		c 軽自動車	検査対象車						12,400	12,100	11,790	8,710	8,400	8,080	4,930
			検査対象外車	22,800	19,310		15,750			12,120			8,420		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								4,650	4,650	4,650	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車			4,770	4,740		4,720			4,690			4,670			

(注) 本表は、沖縄県のうち離島(沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なもの)以外の地域に使用の本拠を有する車両に適用する。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料【抜粋】 (平成25年4月1日以降始期のご契約に適用)(平成25年4月1日改定)

沖縄県の離島地域に適用する基準料率 (単位:円)

車種		保険期間		60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	25か月	24か月	23か月	13か月	12か月	11か月	1か月
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用											20,990	19,750	18,490	5,880
	自家用											17,380	16,420	15,440	5,600
営業用乗用自動車	個人を除く											25,320	23,750	22,160	6,210
	個人											25,320	23,750	22,160	6,210
自家用乗用自動車					11,020	10,850	10,680	8,980	8,810	8,640	6,910	6,740	6,560	4,800	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの							24,640	23,870	23,070	15,130	14,340	13,530	5,430
		最大積載量が2トン以下のもの							23,120	22,400	21,670	14,330	13,600	12,850	5,370
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの							24,640	23,870	23,070	15,130	14,340	13,530	5,430
		最大積載量が2トン以下のもの							23,120	22,400	21,670	14,330	13,600	12,850	5,370
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								11,720	11,440	11,160	8,350	8,070	7,780	4,910
	自家用								11,720	11,440	11,160	8,350	8,070	7,780	4,910
小型二輪自動車					5,290	5,270	5,250	5,080	5,060	5,040	4,860	4,840	4,820	4,640	
軽自動車	検査対象車				6,380	6,330	6,290	5,820	5,770	5,730	5,250	5,200	5,150	4,670	
	検査対象外車	5,760	5,540		5,330				5,100			4,870			
原動機付自転車		5,350	5,210		5,070				4,930			4,790			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車								4,950	4,940	4,930	4,800	4,780	4,770	4,630	
緊急自動車					5,220	5,200	5,190	5,030	5,010	5,000	4,840	4,820	4,800	4,640	
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車 (軽自動車を除く)											4,890	4,870	4,640	
	(ロ) 小型二輪自動車											4,840	4,820	4,640	
	(ハ) 軽自動車	検査対象車										4,840	4,820	4,640	
		検査対象外車										4,830	4,810	4,660	
特種用途自動車	(イ) 霊さゆう自動車								4,700	4,700	4,700	4,660	4,660	4,660	4,630
	(ロ) 教習用自動車								4,700	4,700	4,700	4,660	4,660	4,660	4,630
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車 (軽自動車を除く)							5,540	5,500	5,470	5,100	5,070	5,030	4,660
		b 小型二輪自動車				4,920	4,920	4,910	4,830	4,820	4,810	4,730	4,720	4,710	4,630
		c 軽自動車	検査対象車						4,830	4,820	4,810	4,730	4,720	4,710	4,630
			検査対象外車	4,880	4,840		4,790			4,740			4,690		
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車								4,650	4,650	4,650	4,630	4,630	4,630	4,630	
検査対象外被けん引軽自動車		4,770	4,740		4,720				4,690			4,670			

- (注) 1. 本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
 2. 沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、
 橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。



登録・車検時諸費用

自賠責保険料

自動車使用者が必ず入らなければならない、
法律で定められている強制保険の保険料となります。

■自賠責保険料 (平成25年4月1日以降始期のご契約に適用)(平成25年4月1日改定)

離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率 (単位:円)

車種	保険期間	60か月	48か月	37か月	36か月	35か月	34か月	33か月	32か月	31か月	30か月	29か月	28か月	27か月	26か月	25か月	24か月	23か月	22か月	21か月	20か月	19か月	18か月	17か月	16か月	15か月	14か月	13か月	12か月	11か月	10か月	9か月	8か月	7か月	6か月	5か月	4か月	3か月	2か月	1か月	5日		
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用																												20,990	19,750	18,490	17,230	15,970	14,710	13,450	12,190	10,930	9,660	8,400	7,140	5,880		
	自家用																													17,380	16,420	15,440	14,540	13,470	12,490	11,500	10,520	9,540	8,550	7,570	6,590	5,600	
営業用乗用自動車	個人を除く																													25,330	23,770	22,170	20,580	18,980	17,380	15,790	14,190	12,600	11,000	9,410	7,810	6,220	
	個人																													25,330	23,770	22,170	20,580	18,980	17,380	15,790	14,190	12,600	11,000	9,410	7,810	6,220	
自家用乗用自動車				11,020	10,850	10,680	10,510	10,340	10,170	10,000	9,830	9,660	9,490	9,320	9,150	8,980	8,810	8,640	8,470	8,300	8,120	7,950	7,780	7,600	7,430	7,260	7,090	6,910	6,740	6,560	6,390	6,210	6,030	5,860	5,680	5,500	5,330	5,150	4,970	4,800			
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの														36,690	35,450	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270	24,000	22,730	21,460	20,190	18,890	17,590	16,290	15,000	13,700	12,400	11,110	9,810	8,510	7,220	5,920			
		最大積載量が2トン以下のもの															23,120	22,400	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540	15,800	15,070	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370		
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの															36,690	35,450	34,170	32,900	31,630	30,360	29,090	27,820	26,540	25,270	24,000	22,730	21,460	20,190	18,890	17,590	16,290	15,000	13,700	12,400	11,110	9,810	8,510	7,220	5,920		
		最大積載量が2トン以下のもの																23,120	22,400	21,670	20,940	20,200	19,470	18,740	18,000	17,270	16,540	15,800	15,070	14,330	13,600	12,850	12,100	11,360	10,610	9,860	9,110	8,360	7,610	6,870	6,120	5,370	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用															11,780	11,510	11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230	8,950	8,670	8,380	8,100	7,810	7,520	7,230	6,940	6,650	6,360	6,070	5,780	5,490	5,200	4,910			
	自家用																11,780	11,510	11,220	10,940	10,660	10,370	10,090	9,800	9,520	9,230	8,950	8,670	8,380	8,100	7,810	7,520	7,230	6,940	6,650	6,360	6,070	5,780	5,490	5,200	4,910		
小型二輪自動車				8,890	8,780	8,670	8,550	8,440	8,330	8,210	8,100	7,990	7,870	7,760	7,650	7,530	7,420	7,310	7,190	7,070	6,960	6,840	6,730	6,610	6,500	6,380	6,270	6,150	6,030	5,920	5,800	5,680	5,560	5,450	5,330	5,210	5,090	4,970	4,860	4,740			
軽自動車	検査対象車			9,490	9,370	9,240	9,110	8,980	8,850	8,720	8,590	8,460	8,330	8,200	8,080	7,950	7,820	7,690	7,550	7,420	7,290	7,160	7,030	6,890	6,760	6,630	6,500	6,370	6,230	6,100	5,970	5,830	5,700	5,560	5,430	5,290	5,160	5,020	4,890	4,760			
	検査対象外車	7,920	7,290		6,650													5,990													5,320												
原動機付自転車		5,350	5,210		5,070												4,930														4,790												
大型特殊自動車及び小型特殊自動車																4,950	4,940	4,930	4,910	4,900	4,890	4,870	4,860	4,850	4,840	4,820	4,810	4,800	4,780	4,770	4,760	4,740	4,730	4,710	4,700	4,690	4,680	4,660	4,650	4,630			
緊急自動車				5,220	5,200	5,190	5,170	5,160	5,140	5,120	5,110	5,090	5,080	5,060	5,050	5,030	5,010	5,000	4,980	4,960	4,950	4,930	4,920	4,900	4,890	4,870	4,850	4,840	4,820	4,770	4,760	4,740	4,730	4,710	4,700	4,690	4,680	4,660	4,650	4,640			
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)																													4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630	
																															4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
	(ハ) 軽自動車	検査対象車																													4,890	4,870	4,850	4,830	4,800	4,780	4,760	4,730	4,710	4,690	4,670	4,640	4,630
		検査対象外車																													4,900	4,880	4,860	4,840	4,810	4,790	4,770	4,750	4,730	4,710	4,680	4,660	4,630
特種用途自動車	(イ) 霊きゆう自動車															4,700	4,700	4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670	4,670	4,670	4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630			
	(ロ) 教習用自動車															4,700	4,700	4,700	4,690	4,690	4,680	4,680	4,680	4,680	4,670	4,670	4,670	4,660	4,660	4,660	4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630			
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)															7,240	7,130	7,030	6,930	6,820	6,720	6,610	6,510	6,410	6,300	6,200	6,100	5,990	5,890	5,780	5,680	5,570	5,470	5,360	5,260	5,150	5,040	4,940	4,830	4,730		
																			4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740	4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,640	4,630	
		b 小型二輪自動車	検査対象車			4,920	4,920	4,910	4,900	4,890	4,880	4,880	4,870	4,860	4,850	4,840	4,840	4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740	4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,640	4,630	4,630	
			検査対象外車																4,830	4,820	4,810	4,800	4,800	4,790	4,780	4,770	4,760	4,750	4,750	4,740	4,730	4,720	4,710	4,700	4,700	4,690	4,680	4,670	4,660	4,650	4,640	4,630	4,630
c 軽自動車	検査対象車	4,880	4,840		4,790													4,740												4,690													
	検査対象外車																4,650	4,650	4,650	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,640	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630	4,630		
検査対象外けん引軽自動車		4,770	4,740		4,720												4,690													4,670													

- (注) 1. 本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
- 2. 離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州)以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの(沖縄県を除く。)をいう。



登録・車検時諸費用

検査・登録申請手数料

自動車の検査・登録の申請を行い、自動車検査証の交付・更新を受けるために、国や自動車検査独立行政法人へ納める手数料となります。

■登録申請手数料(一両につき)

新規登録	700 円
移転登録	500 円
変更登録	350 円
抹消登録	350 円

■検査にかかる手数料(一両につき)

【新規検査】

完成検査終了証の提出がある自動車	1,100 円
中古車で保安基準適合証の提出がある自動車	1,100 円
小型自動車	2,000 円
小型自動車以外の自動車	2,100 円

【継続検査】

保安基準適合証の提出がある自動車	1,100 円
小型自動車	1,700 円
小型自動車以外の自動車	1,800 円

【構造等変更検査】

小型自動車	2,000 円
小型自動車以外の自動車	2,100 円

(注) 平成27年8月現在

